大阪府指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を 定める条例及び同条例施行規則実施要綱

1 趣旨

この要綱は、大阪府指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第117号。以下「条例」という。)及び大阪府指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年大阪府規則第38号。以下「規則」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

2 入所者又は入居者が選定する特別な居室及び食事の提供に係る費用の基準

規則第6条第1項第3号及び第4号、第11条第1項第3号第4号の知事が別に定める基準は、厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(平成12年厚生省告示第123号)とする。

3 利用料等

規則第6条第2項、第11条第2項の知事が別に定める費用の内容は、 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成 17年厚生労働省告示419号)に定めるところによる。

4 感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等

規則第8条第2項の知事が別に定める手順に沿った対応は、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順(平成18年厚生労働省告示第268号)による。

5 ユニットの入居定員に関する既存施設の特例について注記

条例第 46 条第 2 項第 2 号において「おおむね 10 人」と定めるユニットの入居定員は、10 人以下とすることを原則とするが、敷地や構造上の制約など特別の事情によりやむを得ない場合であって、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には次の 2 要件を満たすものに限り、入居定員が 10 人を超えるユニットも認める。

- (ア) 入居定員が10人を超えるユニットにあっては、「おおむね10人」 と言える範囲の入居定員であること。
 - (イ) 入居定員が10人を超えるユニットの数は、当該施設の総ユニット数の半数以下であること。

ただし、条例施行時点において上記の2要件をみたしていない 既存建物(建築中の者を含む。)のユニットについては、今後改築す る場合を除き、上記の要件は適用しない。

6 その他の事項の取扱い

2から5までに定める事項以外の事項の取扱いについては、大阪府独自 基準に係る部分を除き、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関 する基準について(平成12年3月17日付け老企第43号通知)に定めると ころによるものとする。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。